

都市計画の決定・変更に対する支援

ねらい

合併市町村における都市計画区域及び必要な都市計画の決定・変更の円滑な実施を目的とする。

概要

合併市町村における都市計画区域の指定・変更、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）をはじめ、土地利用、都市施設等の都市計画の決定・変更及びそれらに必要な都市交通調査に対して支援。

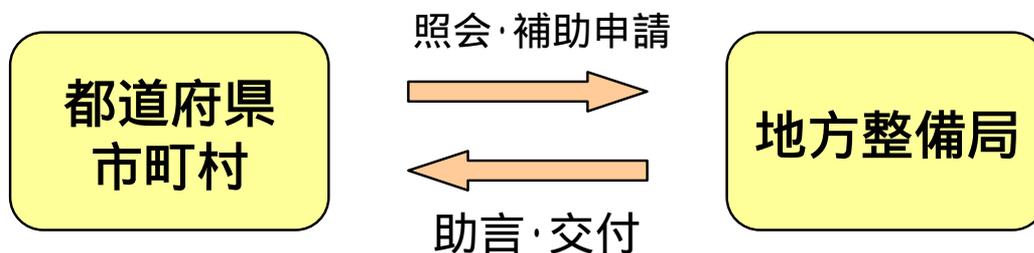
支援措置

- ・ 合併を検討中又は合併後の市町村に係る都市計画区域の変更、都市計画区域マスタープラン等の都市計画の決定・変更について、助言を行う。
- ・ マスタープランの策定や都市施設の都市計画のために必要となる都市交通調査を実施する都道府県又は市町村に対して、都市交通調査の実施に必要な技術的助言及び助成を行う。（補助率1 / 3）

施策・事業の枠組み

事業主体
都道府県、市町村

ながれ



担当 建政部 都市調整官

087 - 851 - 8061(内線6113)